

## 第 6 号議案

府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

平成 21 年 3 月 27 日

大阪府教育委員会

### <参考>

#### 〔趣旨〕

1. 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号。平成 16 年 5 月 28 日公布）」の施行に伴い、所要の改正を行う。
2. 夜間において授業を行う課程に勤務する職員の勤務時間の割振りについて、再配置校以外の夜間定時制課程が閉課程となることに伴い、所要の改正を行う。

#### 〔改正内容〕

1. 臨時の任用職員が裁判員として裁判所へ出頭する場合に特別休暇を与えることができるよう、「官公署への出頭」に係る規定に「裁判員」を加える。
2. 夜間において授業を行う課程に勤務する職員の勤務時間の割振りについて、再配置校以外の夜間定時制課程に関する規定を削除する。

#### 〔施行期日〕

平成 21 年 4 月 1 日（ただし、1 については、同年 5 月 21 日施行）

#### 〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則（抜粋）

第 3 条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の改正案の概要

1. 改正理由

- (1) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号 平成 16 年 5 月 28 日公布）」の施行（関係規定は平成 21 年 5 月 21 日施行）に伴い、職員が裁判員として出頭する場合について、国における取扱いを踏まえ、特別休暇を与えることができるよう「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」が改正された。  
臨時的任用職員の特別休暇については、「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」において規定されていることから、同様に特別休暇を与えることができるよう改正を行う。
- (2) また、夜間において授業を行う課程に勤務する職員の勤務時間の割振りについて、再配置校以外の夜間定時制課程が閉課程となることに伴い所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 臨時的任用職員が裁判員として裁判所へ出頭する場合に特別休暇を与えることができるよう、「官公署への出頭」に係る規定に「裁判員」を加える。
- (2) 夜間において授業を行う課程に勤務する職員の勤務時間の割振りについて、再配置校以外の夜間定時制課程に関する規定を削除する。

3. 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日（ただし、特別休暇の規定については、同年 5 月 21 日施行）

4. 経過措置 なし

# 大阪府教育委員会規則第

号

府立の高等専門学校、高等學校等の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則第三条第一号～に規定する規則第一項第一部を次のように改正する。昭和四十一年大阪府教育委員会規則第三条第一号～に規定する規則第一項第一部を削除し、別表第三号を削除する。別表第一に掲げる高等学校で

別表第六条中「別表第一」を削除する。別表第二中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同表を別表とし、この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。  
別表第二中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同表とする改正規定は、同年五月二十一日から施行する。

府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
第一条 ～ 第二条 (略)	第一条 ～ 第二条 (略)
(高等学校等の職員の週休日及び勤務時間の割振り) 第三条 (略) 一 (略)	(高等学校等の職員の週休日及び勤務時間の割振り) 第三条 (略) 一 (略)
二 業を行う課程に勤務する職員 午後一時から午後九時四十五分までの八時間(休憩時間を除く)。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午後一時から午後九時四十五分までの範囲内で(休憩時間を除く)、別に定める時間の割振りとする。  (削除)	二 別表第一に掲げる高等学校で夜間において授業を行う課程に勤務する職員 午後一時から午後九時四十五分までの八時間(休憩時間を除く)。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午後一時から午後九時四十五分までの範囲内で(休憩時間を除く)、別に定める時間の割振りとする。
2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)
第四条 ～ 第五条 (略)	第四条 ～ 第五条 (略)
(臨時的任用職員の休暇) 第六条 条例第十七条の規定による臨時的任用職員の休暇については、別表に掲げるもののほか、条例第十三条第二項及び第三項、第十四条並びに第十六条の規定を準用する。この場合において、条例第十三条第二項及び第三項、第十四条並びに第十六条中「任命権者」とあるのは「府教育委員会」と、「職員」とあるのは「臨時的任用職員」と読み替えるものとする。	(臨時的任用職員の休暇) 第六条 条例第十七条の規定による臨時的任用職員の休暇については、別表第一に掲げるもののほか、条例第十三条第二項及び第三項、第十四条並びに第十六条の規定を準用する。この場合において、条例第十三条第二項及び第三項、第十四条並びに第十六条中「任命権者」とあるのは「府教育委員会」と、「職員」とあるのは「臨時的任用職員」と読み替えるものとする。
第七条 ～ 第八条 (略)	第七条 ～ 第八条 (略)

## 改 正 案

(削除)

## 現 行

別表第一（第三条第一項第一号関係）

## 府立の高等学校名

大阪府立大手前高等学校  
 大阪府立桜塚高等学校  
 大阪府立春日丘高等学校  
 大阪府立寝屋川高等学校  
 大阪府立布施高等学校  
 大阪府立三國丘高等学校  
 大阪府立西野田工科高等学校  
 大阪府立今宮工科高等学校  
 大阪府立成城高等学校  
 大阪府立茨木工科高等学校  
 大阪府立藤井寺工科高等学校  
 大阪府立堺工科高等学校  
 大阪府立和泉総合高等学校  
 大阪府立佐野工科高等学校  
 大阪府立桃谷高等学校

別表（第六条関係）

種類	期間
一 (略)	(略)
二 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	(略)
三～三十 (略)	(略)

別表第一（第六条関係）

種類	期間
一 (略)	(略)
二 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	(略)
三～三十 (略)	(略)